

項第2号ロに規定する書類の提出がある場合を除く。)については、締約国原産地証明書等の提出が必要な貨物として取り扱うものとする。

(少額貨物についての原産地の認定)

68-5-7 課税価格の総額が20万円以下の貨物にEPA税率を適用する場合において、「課税価格の総額」とは、1の輸入申告等(特例申告を含む。以下この項において同じ。)又は法第76条第3項の規定による1の提示に係るEPA税率等の適用を受けようとする物品の課税価格の合計額をいう。この場合において、1の輸入申告等とは1荷受人が1荷送人から一時に輸入する物品(蔵入申請等がされる物品を含む。以下この項において「輸入物品」という。)に係る輸入申告等をいい、1仕入書による輸入物品を分割して2以上の輸入申告等を行った場合には1の輸入申告等が行われたものとして(ただし、1仕入書による輸入物品を分割した2以上の輸入申告等であって、並存する相異なる種類の税率(例えば、EPA税率と特惠税率)の適用を各々に求めるものを行った場合(並存する相異なる種類の税率のうち、より低い税率の適用を求めるために行った場合を除く。))には、当該並存する相異なる種類の税率のうちのいずれか一つを適用する1の輸入申告等が行われたものとして)処理するものとし、同項の提示についてもこれに準ずる。

なお、上記による締約国原産品の認定については、次のいずれかの方法により行うものとする。

- (1) 当該貨物の種類、性質、形状又は当該貨物に付された商標、生産国名、製造者名等
- (2) 当該貨物に係る仕入書(郵便物については、郵便に関する条約に基づき、差出人が当該郵便物に貼り付け、又は添付した税関告知書又は税関票符(グリーン・ラベル)を含む。)に記載されている当該貨物の原産地に関する事項
- (3) 当該貨物に係るメーカーズ・インボイス、売買契約書、注文請書、船荷証券、保険証券、船積案内状、カタログ等の書類(これらの書類の写しを含む。)に記載されている当該貨物の原産地に関する事項

(携帯品等における少額貨物についての原産地の決定)

68-5-8 本邦に入国する者がその入国の際に携帯し又は別送して輸入する貨物(以下この項において「携帯品等」という。)における令第61条第1項第2号イに規定する「課税価格の総額が20万円以下の貨物」に係る原産地の認定については、次による。

- (1) 「課税価格の総額」は、前記68-5-7(少額貨物についての原産地の認定)の規定にかかわらず、EPA税率対象貨物(定率法第14条第7号の規定により関税が免除されるものを除く。)の課税価格の総額とする。なお、輸入の時期を異にする別送品については、それぞれの時期の別送品毎に「課税価格の総額」を計算する。
- (2) 携帯品等について、税関長が原産地の認定を行う場合において、貨物の